

議案第 15 号

定住自立圏形成協定の変更について

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定を締結するため、清水町議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 12 日提出

清水町長 辻 康 裕

定住自立圏の形成に関する協定書の
一部を変更する協定書

令和7年3月
帯広市・清水町

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と清水町（以下「乙」という。）は、平成23年7月7日に締結した定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

（1） 救急医療体制等の確保

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の救急医療体制等を確保するため、圏域唯一の三次救急医療機関である救命救急センター等の維持・充実を図るとともに、患者の症状に応じた適切な医療機関の利用の啓発に努める。	ア 救急医療体制等の維持を図るため、医療機関に対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 適切な救急医療機関の利用について、甲の住民に啓発を行う。	ア 救急医療体制等の維持を図るため、医療機関に対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 適切な救急医療機関の利用について、乙の住民に啓発を行う。

（2） 地域医療体制の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の地域医療体制の充実を図るため、圏域内における医療従事者の確保に努めるとともに、圏域が抱える地域医療の課題解決に向けた検討をすすめる。	ア 圏域内の看護師などを確保するため、看護学校などに対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 検討会議を主催するなど圏域が抱える地域医療の課題解決に向け、乙と連携して取組をすすめる。	ア 圏域内の看護師などを確保するため、看護学校などに対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 甲が主催する検討会議に参加するなど圏域が抱える地域医療の課題解決に向け、甲と連携して取組をすすめる。

2 福祉

(1) 地域活動支援センターの広域利用の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
障害者の自立と社会参加の促進を図るため、地域活動支援センターの広域利用をすすめる。	ア 地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。 イ 連携に関する調整や助言を行う。	地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。

(2) 保育所の広域入所の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
日常生活圏の拡大や住民ニーズの多様化に対応した保育所の広域入所など圏域の子育て支援の取組をすすめる。	保育サービスの充実を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。	保育サービスの充実を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。

(3) 高齢者の生活支援体制の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
高齢者の徘徊などについて、広域での情報共有や対応体制の構築を図るとともに、圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向けた取組をすすめる。	ア 甲独自のネットワークを通じての搜索や、圏域町村との連携などにより、徘徊時における高齢者やその家族を支援する。 イ 圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向け、乙と協議し、連携して取組をすすめる。	ア 乙独自のネットワークの活用を通じての搜索や、圏域市町村との連携などにより、徘徊時における高齢者やその家族を支援する。 イ 圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向け、甲と協議し、連携して取組をすすめる。

3 教育

(1) 図書館の広域利用の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館の広域利用を促進するため、図書館相互の連携を強化する。	圏域の郷土資料や行事等の情報収集、職員の資質向上の取組など、図書館の連携強化に関する総合的な調整を行うとともに、圏域の図書館情報を甲の住民に提供する。	甲と連携して、図書館の連携強化に取り組むとともに、圏域の図書館情報を乙の住民に提供する。

(2) 生涯学習の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の生涯学習を推進するため、生涯学習施設の利用を促進する。	圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、甲の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを乙と連携して取り組む。	圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、乙の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを甲と連携して取り組む。

(3) スポーツ大会等の誘致

取組内容	甲の役割	乙の役割
スポーツ大会等を誘致するため、管内におけるスポーツ施設の利用調整や宿泊環境についての連携体制を強化するほか、大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。	ア 乙及び競技団体等と連携し、大会等の開催情報の収集・共有や誘致活動を行う。 イ 大会等の開催に必要な競技施設・宿泊施設等に関する管内調整を行う。 ウ 大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。	ア 甲及び競技団体等と連携し、大会等の開催情報の提供や誘致活動に協力する。 イ 甲が行う競技施設・宿泊施設等に関する管内調整に協力する。 ウ 大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。

4 産業振興

(1) 農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
公益財団法人とかち財団や関係機関と連携して、農商工・産学官連携事業を推進するとともに、十勝圏域における地域ブランド（十勝ブランド）確立のため、PR事業などの取組をすすめる。	ア 公益財団法人とかち財団など関係機関との連絡調整を図るとともに、乙と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。 イ 地域ブランドの確立に向けた取組を乙と連携して行う。	ア 公益財団法人とかち財団など関係機関や甲と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。 イ 地域ブランドの確立に向けた取組を甲と連携して行う。

(2) フードバレーとかち及びバイオマスの利活用の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
農林水産業や食を柱とする地域産業政策「フードバレーとかち」及びバイオマスの利活用を、圏域全体で推進する。	ア 「フードバレーとかち」を推進するため、協議会を設置・運営するとともに、「フードバレーとかち」に関する取組を乙と連携して推進する。 イ 十勝バイオマス産業都市構想に基づき、バイオマスの利活用を乙と連携して推進する。	ア 協議会に参画するとともに、「フードバレーとかち」に関する取組を甲と連携して推進する。 イ 十勝バイオマス産業都市構想に基づき、バイオマスの利活用を甲と連携して推進する。

(3) 企業誘致の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
首都圏などの企業への発信力を高めるため、圏域が一体となった企業立地PRを行う。	圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約や連絡調整を行う。	圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約などに協力する。

(4) 中小企業勤労者の福祉向上

取組内容	甲の役割	乙の役割
とから勤労者共済センターが実施する福利厚生事業の実施に対する必要な支援を行うとともに、中小企業の加入促進に向けた取組をすすめる。	市町村連絡協議会を主催するとともに、甲の区域内の企業に対し加入を促進する。	市町村連絡協議会に参加するとともに、乙の区域内の企業に対し加入を促進する。

(5) 広域観光の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
十勝観光連盟をはじめとする観光関連団体と連携してイベントなどを行うとともに、観光案内所やコンベンション施設、体験観光など広域観光に関する情報の共有や取組の充実を図る。	ア 圏域町村や観光関連団体等と連携し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進する。 イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の企画や各種イベント情報などの集約や調整を行う。 ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、周遊ルートの開発や観光情報の提供を行う。	ア 圏域市町村や観光関連団体等と連携し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進する。 イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の参画や各種イベント情報の集約に協力する。 ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、観光資源の開発や観光情報の提供を行う。

(6) 農業振興と担い手の育成

取組内容	甲の役割	乙の役割
営農技術の向上や防疫対策など農業振興に関する広域的な取組をすすめるとともに、地域の担い手を育成するため、合同研修会などを開催する。	ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約や関係機関との連絡調整を図るとともに、甲の区域内の農業者に対する普及・啓発を行う。 イ 合同研修会の開催に関する調整を行う。	ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約に協力するとともに、乙の区域内の農業者に対する普及・啓発を行う。 イ 合同研修会の開催に関して、甲と連携して取り組む。

(7) 鳥獣害防止対策の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
被害情報や出没情報など、圏域内の鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、効率的・効果的な駆除を推進するほか、鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向けた検討をすすめる。	ア 鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、関係町村と調整を図るとともに、対象鳥獣の駆除を行う。 イ 鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向け、関係機関との情報共有を行うとともに、圏域町村と連携して検討をすすめる。	ア 鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、対象鳥獣の駆除を行う。 イ 鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向け、圏域市町村と連携して検討をすすめる。

5 環境

(1) 地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減や吸収に寄与する地域の特色を活かした様々な取組を行い、圏域全体で地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の構築を目指す。	脱炭素社会の構築に向けた取組を推進するとともに、圏域への波及を図るため、事業の効果、知見についての情報提供や連携に必要な調整を行う。	脱炭素社会の構築に向けた取組を甲と連携して推進する。

6 防災

(1) 地域防災体制の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における相互応援体制を構築する。	ア 大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。 イ 甲の地域における防災体制の充実に努める。	ア 甲と連携し、大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。 イ 乙の地域における防災体制の充実に努める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

帯広市西5条南7丁目1番地

甲 帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿

上川郡清水町南4条2丁目2番地

乙 清水町

清水町長 辻 康 裕